

事 務 連 絡

令和3年11月12日

各都道府県建設業協会 事務局 御中

一般社団法人全国建設業協会
事 業 部

新たな電子納税証明書の導入及び納税証明書の様式変更について（周知依頼）

平素は、本会の活動につき格段のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、納税証明書については、建設業許可申請や入札参加資格申請等の添付書類となっておりますが、この度、東京国税局より、国税に係る新たな電子納税証明書の導入とこれに伴う様式変更について、別添1のとおり周知依頼がありました。

つきましては、ご多忙ところ誠に恐縮ではございますが、貴会会員企業の皆様へご周知いただきたく、よろしくお願い申し上げます。

なお、本件に関する問合せにつきましては、東京国税局管内（東京都・千葉県・神奈川県・山梨県）の方は東京国税局に、その他の国税局・国税事務所管内の方は、別添2に記載の各国税局等へお願いいたします。

以 上

（添付資料）

別添1 国税局周知依頼文

別添2 電子納税証明書（PDF ファイル）の導入に係る問合せ先（全国）

【担当】事業部 堤

TEL : 03-3551-9396

FAX : 03-3555-3218

E-mail : jigyo@zenken-net.or.jp

令和3年11月8日

一般社団法人 全国建設業協会 御中

東京国税局
徴収部 管理運営課長

**新たな電子納税証明書（PDFファイル）の導入
及び納税証明書の様式変更の周知について（依頼）**

税務行政につきまして、平素から御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、貴協会会員の皆様におかれましては、入札の参加資格に関する審査を受けるため、国税の納税証明書を取得される場合があると存じますが、国税庁におきましては、令和3年7月から、新たな電子納税証明書（PDFファイル）を導入するとともに、納税証明書の様式変更を行っております（別添1）。

新たな電子納税証明書（PDFファイル）は、e-Tax を使用してオフィス等のパソコンから納税証明書を請求し、電子納税証明書（PDFファイル）を取得することにより、オフィス等のプリンターから、複数回かつ何枚でも納税証明書を印刷することが可能となっており、税務署の窓口で必要となる枚数を請求される場合と比較して、少ない手数料負担で納税証明書が取得できるなど、請求者にとって利便性が高いものとなっております（別添2）。

また、請求者がオフィス等のプリンターから書面印刷した場合であっても、複数の偽造防止技術を組み合わせることにより納税証明書の真正性を確保しているほか、証明内容は、納税証明書に付されたQRコードにより、国税庁ホームページから確認することが可能となっております。

このように、税務署の窓口へお越しいただくことなく、納税証明書の請求から受領までの手続きが可能であり、新型コロナウイルス感染症拡大防止にもつながるものと考えておりますので、新たな電子納税証明書（PDFファイル）の利用について、会員の皆様に対して周知いただくとともに、貴協会ホームページへ別添リーフレットを掲載していただくなど、広報に御協力いただきますようお願い申し上げます。

【連絡先】

東京国税局 徴収部 管理運営課
監理第3係 松尾、丸山
TEL03-3542-2111 内線 3213、3223

ネットで 便利に納税証明書



令和3年7月から、納税証明書の申請から受取までの手続きをご自宅やオフィスで完結できるようになります。

お手持ちのパソコンから e-Tax を使って簡単な操作でできます。

①インターネットで請求 (来署不要)



e-Tax を使って、自宅やオフィスのパソコンで納税証明書請求データを作成します。

「納税証明書の交付請求書(電子交付用)」から、PDFデータを選択し、画面表示に従い必要事項を入力し、送信してください。

- ※ 送信及びe-Tax のメッセージボックスの確認には、マイナンバーカードなどの電子証明書が必要です。
- ※ 納税証明書を作成後、e-Tax のメッセージボックスに発行準備が整った旨を通知します。

②PDFファイルで受取



e-Tax のメッセージボックスにスマートフォンやパソコンでアクセスし、インターネットバンキング等により手数料を納付した後、電子納税証明書 (PDF ファイル) をダウンロードします。

電子納税証明書 (PDF ファイル) は、何度でもお使いいただけます。

③自分で印刷



ダウンロードした電子納税証明書 (PDF) ファイルは、自宅やオフィスのプリンターから印刷ができます。

また、コンビニエンスストアの印刷サービスを利用して印刷することもできます (印刷サービスの利用には別途料金がかかります。)

電子納税証明書 (PDF ファイル) は、何枚でも印刷してお使いいただけます。

(注) 電子納税証明書 (PDF ファイル) の提出方法については、あらかじめ提出先に確認してください。



令和3年
7月から

納税証明書の デザインが変わります



新デザイン (A4サイズ)

納税証明書
(その1 納税額等証明書)

住所(所在地) 東京都千代田区麹町3丁目1-1
氏名(名) 国税 太郎

税目	申告納税		納付済額	未納税額	法定納期限等
	申告額	更正・決定後の額			
令和1年分					
令和2年分					
令和3年分					
未収					
合計					

(備考)
○ 証明書発行日現在の納付すべき税額等は上記のとおりですが、今後、修正申告又は税務署若しくは国税局(国税事務所)の調査による更正等により異動を生じる場合があります。

課税(証明) 第 000001 号
上記のとおり、相違ないことを証明します。
令和〇〇年〇〇月〇〇日
〇〇税務署長
財務事務官
署長印

旧デザイン (A4サイズ)

納税証明書
(その1 納税額等証明書)

住所(所在地) 千葉県船橋市船橋1丁目1-6
氏名(名) 船橋 株式会社
代表者 代表取締役 船橋 晶

税目	納付すべき税額		納付済額	未納税額	法定納期限等
	申告額	更正・決定後の額			
令和1年分					
令和2年分					
令和3年分					
未収					
合計					

(備考)
○ 証明書発行日現在の納付すべき税額等は上記のとおりですが、今後、修正申告又は税務署若しくは国税局(国税事務所)の調査による更正等により異動を生じる場合があります。

課税(証明) 第 〇〇〇〇〇〇 号



これからは、こちらの
新デザインで発行されます。

新デザインの3つの特徴 !!

- ① プリンターで印刷可能な偽造防止技術を採用
- ② 複数の偽造防止技術を組み合わせることで、証明書の信頼性を確保
- ③ 証明内容は、国税庁ホームページでも確認が可能 (注)

(注) 納税証明書の QR コードに証明内容が格納されており、国税庁ホームページにある「納税証明書の交付請求手続」から納税証明書確認コーナー(令和3年7月公開)を利用することで証明内容を確認できます。

<https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nozei-shomei/01.htm> →



国税庁ホームページ <https://www.nta.go.jp>



国税庁

検索

リサイクル適性 (A)

この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます



電子納税証明書(PDF)が とても便利です！

お手持ちのパソコンから e-Tax を使って請求から受取まで
簡単な操作でできますので、ぜひご利用ください！

メリット その **1** 税務署窓口に行く必要がなく**非対面**で請求から受取までできます！

メリット その **2** 電子納税証明書(PDFファイル)は**回数でも**お使いいただけます(※注)！
※提出先から求められた期限内に発行されたものであることは、書面の場合と同様です。

メリット その **3** 電子納税証明書(PDFファイル)は**回数でも**印刷できます！

発行までの流れ

自宅等で請求データを作成・送信
↓
そのまま自宅等で受取



1
STEP

自宅やオフィスで請求

e-Tax ソフト(Web版)を使って、自宅やオフィスのパソコンで納税証明書の請求データを作成し、送信します。詳しい操作方法については、e-Tax ホームページ内「電子納税証明書(電子ファイル)について(詳細)」をご覧ください。

※請求データの送信には、マイナンバーカードなどの電子証明書が必要です。
※代理人の方も請求することができます。

電子納税証明書
(電子ファイル)
について(詳細)



2
STEP

手数料の納付

e-Taxソフト(Web版)のメッセージボックスに配信される案内から、インターネットバンキング等により手数料を納付します。

※手数料については、1税目×1年度 1枚あたり 370円です。

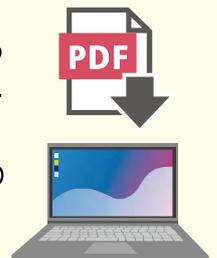


3
STEP

電子納税証明書(PDF)の受取

納付した後、電子納税証明書(PDFファイル)がダウンロードできるようになります。必要に応じて自宅やオフィスのプリンター、コンビニエンスストアの印刷サービスを利用して印刷ができます。

※ダウンロードできる期間は、メッセージボックスに発行受付結果(電子納税証明書の発行準備が整った旨の通知)が配信されてから 90日間です。
※コンビニエンスストアの印刷サービスの利用には、別途料金がかかります。

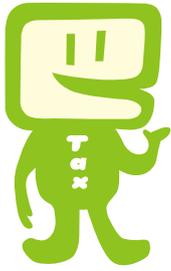


リサイクル適性(A)
この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます



e-Tax ホームページ
<https://www.e-tax.nta.go.jp>

納税証明書の便利な請求、
受取方法は他にもあります。
詳しくは、裏面をご覧ください。



他にもまだある // 納税証明書の 便利な請求&受取方法!!

納税証明書の請求には e-Tax を使ったオンライン請求が便利ですので、ぜひご利用ください。



オンライン請求の手順 (税務署窓口で受け取る場合)

1 STEP

自宅やオフィスで請求

- ▶ パソコンをご利用の方は、e-tax ソフト (WEB 版) から納税証明書請求データを作成できます。メインメニューの「申告・申請・納税」内の「新規作成」から、「納税証明書の交付請求 (署名省略分)」を選択し作成してください。

(注) e-Tax を初めてご利用になる場合は、開始届出書をオンラインで作成・提出し、利用者識別番号を取得してください。

- ▶ スマートフォンやタブレット端末をご利用の方は、e-Tax ソフト (SP 版) から作成できます。右の QR コードからアクセスしてください。(QR コードは (株) デンソーウェブの登録商標です)



2 STEP

税務署窓口で本人確認

- ▶ 税務署窓口で本人であることが確認できる本人確認書類 (運転免許証など) 及び個人に係る請求の場合には番号確認書類 (マイナンバーカードなど) をご提示ください。
- ▶ 代理人による受取には、委任状及び代理人の本人確認書類 (運転免許証など) のほか、個人に係る請求の場合には本人の番号確認書類 (マイナンバーカードなど) の写しが必要です。
- ▶ 本人確認書類の種類により、1 枚の提示で足りるものと 2 枚の提示が必要なものに分かります。
- ▶ 詳しくは国税庁ホームページにある「納税証明書の交付請求手続」をご確認ください。

ここからは、税務署窓口での手続きです。



3 STEP

手数料の納付

税務署窓口で収入印紙又は現金で手数料を納付します。

手数料がおトクです。

1 税目 1 年度 1 枚 370 円 (通常 400 円)



4 STEP

納税証明書の受取

オンラインで請求して郵送で受け取る方は

請求する方の電子署名を付与し、電子証明書を送信できる場合は、郵送での受け取りができます。詳しい手続は、e-Tax ホームページ内「書面の納税証明書を受け取る場合について」をご覧ください。



- ※事前に電子証明書 (マイナンバーカード等) の取得や、IC カードリーダーの購入が必要です。
- ※スマートフォンやタブレット端末向けの e-Tax ソフト (S P 版) はご利用できません。
- ※インターネットバンキングや A T M 等からペイジーを利用して手数料及び郵送料を納付する必要があります。

電子納税証明書（PDF ファイル）の導入に係る問合せ先（全国）

国税局（所）名	管轄する都道府県	問合せ先
札幌国税局	北海道	徴収部 管理運営課 白石、伊藤 TEL：011-231-5011（内線 5130、5131）
仙台国税局	青森県、岩手県、宮城県、秋田県、 山形県、福島県	徴収部 管理運営課 小野寺、花見 TEL：022-263-1111（内線 3511、3453）
関東信越国税局	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、 新潟県、長野県	徴収部 管理運営課 木村、渡邊 TEL：048-600-3111（内線 2518、2508）
東京国税局	千葉県、東京都、神奈川県、山梨県	徴収部 管理運営課 松尾、丸山 TEL：03-3542-2111（内線 3213、3223）
金沢国税局	富山県、石川県、福井県	徴収部 管理運営課 林原、杉本 TEL：076-231-2131（内線 2718、2715）
名古屋国税局	岐阜県、静岡県、愛知県、三重県	徴収部 管理運営課 松田、井上 TEL：052-951-3511（内線 6114、6160）
大阪国税局	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、 奈良県、和歌山県	徴収部 管理運営課 富士田、忠見 TEL：06-6941-5331（内線 2874、2378）
広島国税局	鳥取県、島根県、岡山県、広島県、 山口県	徴収部 管理運営課 藤本、村井 TEL：082-221-9211（内線 3830、3807）
高松国税局	徳島県、香川県、愛媛県、高知県	徴収部 管理運営課 森本、堀見 TEL：087-831-3111（内線 475）
福岡国税局	福岡県、佐賀県、長崎県	徴収部 管理運営課 篠原、大坪 TEL：092-411-0031（内線 4722）
熊本国税局	熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県	徴収部 管理運営課 富士成 TEL：096-354-6171（内線 6228）
沖縄国税事務所	沖縄県	徴収課 管理運営係 小笠原、仲間 TEL：098-867-3601（内線 468）

会員の皆様からのお問い合わせにつきましては、所轄の税務署の管理運営部門（担当）宛てにお問い合わせいただきますようお願いいたします。

【所轄の税務署の確認はこちら（国税庁ホームページ）】

<https://www.nta.go.jp/about/organization/access/map.htm#yubin>